

新型コロナウイルスに

関わる「持続化給付金」

情報 Q&A

Q 令和2年6月29日から※持続化給付金の支給対象が拡大されたと聞きましたが、シルバー人材センターで就業して、配分金収入を「雑所得」として確定申告している者も対象になりますか。

A これまで、持続化給付金の支給対象者は「事業収入」が前年同月比で50%以上減少した月があることが要件とされていましたが、令和2年6月29日から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を「雑所得」又は「給与所得」として確定申告している者も新たに対象とすることとなりました。

経済産業省のホームページでは、この収入は「主たる収入」であることを要し、確定申告様式第一表の「不動産収入」、「利子」、「配当」、「給与」、「公的年

金等」よりも「雑 その他」の額の方が高額であることが要件とあるとしています。

会員の配分金が「主たる収入」と見なされるか否かは、個々人の状況によって異なりますので、詳細は持続化給付金コールセンター（☎0120・115・570）にお問い合わせください。

全国シルバー人材センター事業協会から提供された情報のQ&Aをそのまま掲載しました。

※持続化給付金とは、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給される制度です。

ドライバードック

中止のお知らせ

例年10月、11月に行っていたドライバードックですが、今年はコロナ感染防止のため中止とさせていただきます。また、延期になっていた自転車講習会についても同様の理由で中止とさせていただきます。会員の皆様には引き続き安全運転をお願い申し上げます。

事業委員会

マスクのご寄贈及び

配布について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に役立ててほしいとのご意志で、引間正様からマスク2400枚をご寄贈いただきました。感謝を申し上げますとともに、9月の配布物と一緒に会員の皆様にご配布させていただきます。

新会員紹介

次の方たちが新しく仲間になりました。（敬称略）

七月 茂木勝二 村泉宣久
坂本敬男 赤岩 洋

八月 浅賀習平

職員の異動

9月1日付けで退職者の補充のため、次のとおり人事異動を行いました。

〔退職〕 逸見 初江
〔採用〕 坂本みどり（本部）



坂本みどり

夏の終わりに

ようやく、夏の暑さも過ぎ去りホッとする毎日ですね。夏の疲れが出ている方もいるのではないのでしょうか。

朝、晩はめっきり涼しくなってきました。体調には十分気をつけて、今後も活躍されますよう願います。



来所の際は事前に電話を 入れましょう！！

会員が事務所に相談等で来られた時に、担当職員が不在で話が出来ずに帰るという場面を良く見かけます。無駄足にならないためにも、事前に電話を入れ、在席を確認しましょう。

また、電話の相手が会員か、お客様か分かりにくい場合があります。事務局に電話する場合には、「会員の〇〇です。」と名乗ってから要件を話しましょう。